**令和９年度版**

# 施設等利用給付認定のしおり
## （新２号・新３号認定用）

もくじ


１．認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１
２．保育の必要性の認定・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２
３．新２号・新３号認定の申請方法・・・・・・・・・・　Ｐ３
４．認定通知書の送付について・・・・・・・・・・・・　Ｐ６
５．施設等利用給付認定の内容に変更があった場合　・・　Ｐ６
６．施設等利用給付認定が取消しとなる場合・・・・・・　Ｐ６
７．申請の前に必ずお読みください・・・・・・・・・・・Ｐ６



**尼崎市　こども青少年局　こども入所支援課**（市役所北館２階）
〒６６０－８５０１ 尼崎市東七松町１丁目２３番１号
電話（０６）６４８９－６３６９　　FAX（０６）６４８９-６４６７
Mail　ama-nyusho@city.amagasaki.hyogo.jp


---

尼崎市ホームページ　　（ページ番号）１０１７４８３
https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kosodate-kyoiku/service/1016436/1017483.html

## １．認定について

幼稚園・認可保育所（園）・認定こども園・認可外保育施設などを利用する３歳児クラスから５歳児クラスまでの児童及び０歳児クラスから２歳児クラスまでの**市民税非課税世帯**の児童については、お住まいの市町村から認定を受けて施設・事業を利用することで利用料が無償化（※一部上限あり）となります。施設・事業によっては利用料の立替払いが必要です。

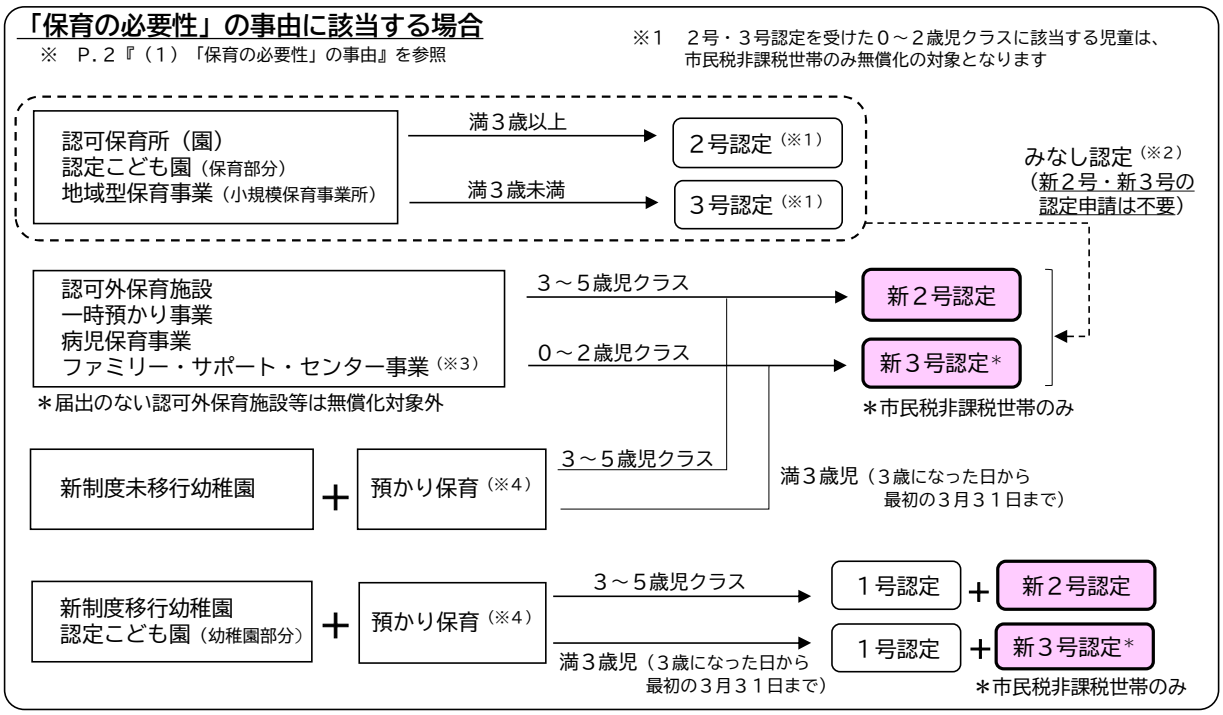
※新制度未移行幼稚園は、「基本保育料（入園料を月割りした額を含む）」について、月額上限２８，０００円まで。

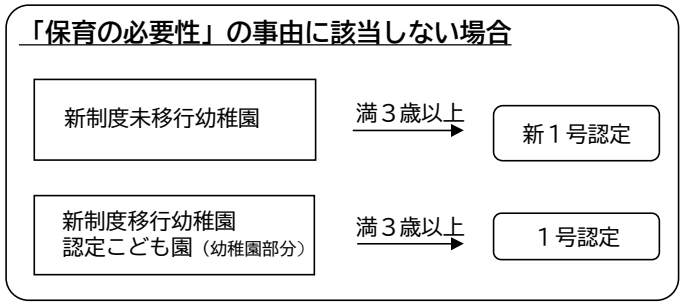
※幼稚園・認定こども園（教育部分）の預かり保育については、月額「４９０円×利用日数（上限１２，３００円。満３歳児は上限１７，７００円）」まで。

※認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は月額４０，３００円まで（０～２歳児は４５，７００円まで）。

なお、認定を受けることで施設・事業の利用が決定するものではありません。また、認定を受けても、利用する施設・事業の組み合わせや利用内容によっては、無償化とならない場合がありますのでご留意ください。

★各施設・事業における認定について




※　上記のほか、就学前の障害児の発達支援（障害児通園施設）を利用する３～５歳児クラスに係る利用料も無償化されます。

※２　みなし認定
認可保育所等の利用申請をし、２号または３号認定を受けて入所できていない場合、新２号・新３号の認定申請を行わずに新２号・新３号（市民税非課税世帯に限定）の認定を受けたものとみなす場合があります。（ただし、１号認定者は除く）

※３　ファミリー・サポート・センター事業
「送迎」のみ利用する場合は無償化対象外です。

※４　預かり保育
預かり保育が十分な水準でない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が８時間未満または開所日数２００日未満）、認可外保育施設等の利用分も無償化の対象となります。

★認定の種類及び区分

利用する施設・事業や児童の年齢、保育の必要性などにより、認定が異なります。

| 教育・保育給付認定 | | 施設等利用給付認定 | |
|---|---|---|---|
| １号認定子ども | 満３歳以上の就学前子ども（２号認定子ども以外） | 新１号認定子ども | 満３歳以上の就学前子ども（新２号・新３号認定子ども以外） |
| ２号認定子ども | 満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども | 新２号認定子ども | 満３歳を迎えた後の最初の３月３１日を経過した保育の必要性の認定を受けた就学前子ども |
| ３号認定子ども | 満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども | 新３号認定子ども | 満３歳を迎えた後の最初の３月３１日までの間にある保育の必要性の認定を受けた子ども（市民税非課税世帯に限る） |

**○「保育の必要性」の事由に該当し、幼稚園などの預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合**

認定の申請手続きを行い、新２号または新３号（市民税非課税世帯に限定）の認定を受けることで無償化の対象となります。

・新制度移行幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）と預かり保育を利用する場合、１号認定とは別に新２号または新３号の認定申請が必要となります。
・新制度未移行幼稚園と預かり保育を利用する場合、新２号または新３号の認定申請が必要となります。（新１号の認定申請は不要です。）
・認可保育所等の利用申請をし、利用調整の結果、利用保留となった場合は当該児童に関しては新２号または新３号（市民税非課税世帯に限定）の認定を受けたものとみなす場合があります。ただし、書類が不足している場合や育児休業からの復職予定又は求職活動予定の場合等はみなし認定ができません。また、１号認定子どもであって２号の利用申請をしている場合や、１号と２号の利用申請を同時にしている場合は、みなし認定の対象外となります。
・企業主導型保育事業（通常保育）を利用する場合、新２号・新３号の認定申請を行うことはできません。２号・３号の認定申請が必要となります。

**○新制度未移行幼稚園のみ利用する場合**

新１号認定を受けることで無償化の対象となります。認定申請は、入園する幼稚園を通じて行ってください。

**○就学前の障害児の発達支援（障害児通園施設）を利用する場合**

３～５歳児クラスに係る利用料が無償化されます（無償化にあたり新たな手続きは不要です）。

## ２．保育の必要性の認定

「保育の必要性の認定」を受ける場合、次の「保育の必要性」の事由に該当することが必要です。

### （１）「保育の必要性」の事由

保護者(事実婚等含む。以下同じ。)のいずれもが次のいずれかの事由に該当した場合、「保育の必要性」を認定します。

| | 事由 | 保護者の状況 |
|---|---|---|
| ① | 就労 | 月６４時間以上（ただし、１日４時間以上かつ月１６日以上）の労働に常態的に従事していること |
| ② | 妊娠・出産 | 母の分娩予定日の前８週間である場合（多胎の場合は前１４週間）又は出産後８週間以内の場合 |
| ③ | 疾病・障害 | 病気や心身の障害により家庭で保育が困難な場合 |
| ④ | 介護等 | 同居の親族等（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していることにより家庭で保育が困難な場合 |
| ⑤ | 災害復旧 | 火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育が困難な場合 |
| ⑥ | 求職活動 | 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること |
| ⑦ | 就学 | 大学等に在学、または職業訓練を受けている場合 |
| ⑧ | 育児休業中の継続利用 | 産前休暇を取得する以前に就労により既に保育を利用していて、当該育児休業の間も継続して保育を利用する必要があると認められること |
| ⑨ | その他 | 上記に類する状態として市長が認める場合 |

【注意事項】

① 夜間（保育施設等の開所時間外）や日曜・祝日の就労も算定に含みます。
⑥ 認定後９０日以内に就労し、「就労証明書」の提出が必要です。
⑦ 趣味の講座、カルチャースクール等は「就学」の対象外です。
⑧ 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用は対象外です。

### （２）認定の有効期限

保育の必要性の認定については、事由により有効期間が異なります。
有効期間が切れると、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

| 事由（２ページ参照） | 保育認定の有効期間 |
|---|---|
| ① ③ ④ ⑤ | お子さんの小学校就学まで（③④⑤は提出資料によっては有効期間あり） |
| ② | 出産予定日から起算して８週間前が属する月の初日から、出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで |
| ⑥ | 有効期間の開始日から９０日を経過する日が属する月の末日まで |
| ⑦ | 保護者の卒業予定日（修了予定日）が属する月の末日まで |
| ⑧ | 育児休業の対象となるお子さんが満１歳を迎える日（誕生日の前日）が属する月の末日まで |

②の例 ： 出産日（予定日） 8/20 → 6/25～10/15 ⇒ 認定の有効期間 6/1～10/31

【注意事項】

・認定の事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。
その他、認定が取消しとなる場合についてはＰ６「６．施設等利用給付認定が取消しとなる場合」をご覧ください。

・新３号認定は、認定開始日以降の最初の８月末日、又は満３歳を迎えた後の最初の３月末日までが新３号としての有効期間となります。有効期間以降も引き続き保育を必要とする事由に該当し、かつ、対象年度において市民税非課税世帯であることが確認できた場合は、本市が職権により認定期間を延長します。

## ３．新２号・新３号認定の申請方法

特定子ども・子育て支援施設等（幼稚園などの預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）を利用する前に認定申請を行うことを基本としています。認定の申請を行う場合は、「施設等利用給付認定申請書（兼児童台帳）」にご記入のうえ、申請に必要な書類を添付して、申請してください。

### （１）申請書類の配布場所

こども入所支援課（市役所北館２階）、預かり保育実施園（幼稚園・認定こども園）

※ 南北保健福祉センター内福祉相談支援課、開明庁舎及び各生涯学習プラザ（大庄北・立花南・武庫西・園田東）、小田地区の保健・福祉申請受付窓口では、資料の配布及び受付はしておりません。

※ 申請書類については、尼崎市ホームページにも掲載しております。そちらからダウンロードいただいても結構です。

※ 保育施設等の利用や認定に関するご相談はこども入所支援課で行います。

### （２）申請方法

以下の宛先に簡易書留、特定記録郵便、レターパック等追跡可能な郵便にてご提出ください。郵送料は申請者負担です。**各窓口での受付は行いません。**事故等による郵便の不着や到達に関するお問い合わせには応じられませんので、ご自身で追跡記録をご確認ください。

〒６６０－８５０１　尼崎市東七松町１丁目２３番１号
尼崎市こども青少年局保育児童部こども入所支援課

### （３）締切日　　認定を希望する日の前月５日まで（必着）　※５日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日必着。

※ 締切日以降も申請を受け付けしますが、**認定開始日を遡及することはできません。**

※ **不足書類がある場合や書類内容に不備がある場合は、認定ができません。**認定を希望する日に認定を受けられるように余裕をもって申請してください。

※ ４月分の申請については、締切日が例月と異なります。（受付時期などの詳細は、ホームページ等でお知らせします）。

### （４）申請に必要な書類

次の書類を原則として全て揃えて、締切日までに提出してください。
世帯の状況により、必要に応じて追加で書類の提出をお願いすることがあります。

| | |
|---|---|
| **ア 「施設等利用給付認定申請書（兼児童台帳）」** | ※ 申請する児童１人につき１部必要です。 |
| **イ 保育を必要とする事由を証明する書類（別表１参照）** | ※ 保護者それぞれの分が必要です。 |
| **ウ 世帯の状況を証明する書類（別表２参照）** | 該当する世帯のみ提出してください。 |
| **エ 市民税課税状況の確認に必要な書類（別表３参照）** | |

※ １号認定と２号認定を同時に申請する方は、「ア」も併せてご提出いただければ[「イ」～「エ」を省略できます。

**ア「施設等利用給付認定申請書（兼児童台帳）」**

※　ホームページからダウンロードできます。

※　記入例もご参照ください。

**イ【保育を必要とする事由を証明する書類】**→ **保護者それぞれの分が必要です。**

※下線書類は本市の様式を使用してください。（ホームページからダウンロードできます。）　**別表１**

| | 事　由 | 必要書類（●印の証明書は写しでも可） | 説　明 |
|---|---|---|---|
| ① | **就労** | ＜雇用されている方＞<br>○就労証明書 | ・育児休業中等の方も必要です。<br>・変則（シフト）勤務で２か所以上就労している方は、シフト表等（直近の同月分）の勤務状況が分かるものを提出してください。 |
| | | ＜自営業の方＞<br>○就労証明書<br>○開業届（控）や確定申告書の写し等<br>業務に従事していることがわかる書類 | ・自営業の方はご自身で記入していただき、開業届や確定申告書の写しを提出してください。いずれもない場合は、氏名・事業所名・所在地がわかる書類(名刺の場合は写し不可)をご提出ください。<br>・内職の方は元請業者に記入してもらってください。<br>・変則（シフト）勤務で２か所以上就労している方は、シフト表等の勤務状況が分かるものを提出してください。 |
| ② | **妊娠・出産**<br>※　出産の予定のある方は、必ず提出してください。 | ○母子手帳の写し等<br>＜切迫流産等の場合＞<br>●診断書<br>○母子手帳の写し等 | ・母子手帳の写しは分娩予定日が記載されたページが必要です。 |
| ③ | **疾病・障害** | ●診断書または障害者手帳等の写し※ | ・保護者名義のもの。<br>・手帳の写しは等級と住所が記載された部分が必要です。 |
| ④ | **介護等** | ●診断書または障害者手帳等の写し※<br>○介護等申立書 | ・介護対象者名義のもの。<br>・手帳の写しは等級と住所が記載された部分が必要です。 |
| | | 〈きょうだいの施設通所付添等の場合〉<br>●施設の通園証明書<br>○障害者手帳等の写し※<br>（手帳等を取得している場合）<br>○介護等申立書 | ・施設で証明を受けてください。<br>・施設で証明を受ける際には、週４日以上の親子通園が必要です。週３日以下の場合は、保護者による介護等が必要であることを示す診断書が必要です。<br>・手帳の写しは等級と住所が記載された部分が必要です。 |
| ⑤ | **災害復旧** | ●り災証明書 | ・り災物件所在地の自治体で証明を受けてください。 |
| ⑥ | **求職活動等** | ○求職活動報告書兼申立書<br>１日４時間以上かつ月１６日以上の就労を目的に求職活動を行う必要があります。 | ・新聞、インターネット、ハローワーク等での求人情報の閲覧、知人への紹介依頼、派遣会社等への登録、就労相談のみでは求職活動には含まれません。<br>・就労の要件（１日４時間以上かつ月１６日以上）を満たさない場合、就労証明書に加え、求職活動報告書兼申立書の提出も必要となります。ただし、認定開始日後、就労の要件を満たす予定がない場合は新２、新３号認定は対象外となります。 |
| ⑦ | **就学** | ●在学証明書<br>（就学予定の場合は合格通知書の写しなど）<br>○履修内容のわかるものの写し | ・大学・専門学校・職業訓練校等に通学の場合、在学証明書を提出してください。<br>・履修内容のわかるもの：時間割、カリキュラム等 |
| ⑧ | **育児休業中の継続利用** | ○就労証明書<br>○申立書<br>（産前休暇取得前と利用施設が異なる場合） | ・申立書には、産前休暇取得前に利用していた保育施設等の名称及び利用していた期間を記載してください。 |

※　障害者手帳等の写し　・・・　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、
年金証書･年金額改定通知書（年金の種類：障害基礎年金）、特別児童扶養手当証書

**ウ【世帯の状況を証明する書類】**

**別表２**

| 事由 | 必要書類 | 説明 |
|---|---|---|
| ①ひとり親等 | ＜下記の書類のいずれか＞<br>○母子家庭等医療費受給者証の写し<br>○児童扶養手当証書の写し<br>○児童扶養手当受給証明書の写し<br>○戸籍謄本又は受理証明書の写し、及び資格確認書等の写し | ・生活保護受給中の方は、生活保護受給証明書の提出をもって、左記の必要書類に代えることができます。<br>・母子家庭等医療費受給者証の写し（有効期限内のもの）は保護者と子の分が必要です。<br>・資格確認書、資格情報のお知らせ又はマイナポータルの医療保険の資格確認情報の写しは、保護者と子の分が必要です。<br>・別居かつ住民票も別であること |
| （離婚調停中の場合） | ○裁判所からの呼出状や離婚調停申立書の写し | ・別居かつ住民票も別であること |
| (新３号認定者のみ)<br>②祖父母と同居の場合 | ○資格確認書等の写し | ・有効期限内のもので、保護者と子の分が必要です。 |
| ③生活保護受給世帯 | ○生活保護受給証明書 | ・南北保健福祉センター保健福祉管理課保護第１・第２担当にて証明を受けてください。新３号認定に係る市民税非課税世帯の判定にも必要です。<br>・ひとり親等の必要書類に代えることができます。 |

**エ【市民税課税状況の確認に必要な書類】**　　※　新３号の認定申請を行う場合

○令和９年４月１日～令和９年８月３１日の間の認定開始を申請する場合　　**別表３**

| 対象 | 必要書類 |
|---|---|
| ①令和８年１月１日現在、尼崎市に住民登録がある方 | 税書類の提出の必要はありません。<br>なお、未申告により、市が市民税課税情報で令和８年度市民税額が確認できない場合は市民税の申告を行ってください。未申告の場合、市民税の課税状況を確認するための税情報がありませんので、新３号認定に該当しないものとして判断します。 |
| ②令和８年１月２日以降、尼崎市に転入した方 | 令和８年１月１日現在に住民登録をしていた市町村が発行する書類が必要です。<br>「令和８年度市県民税　課税額証明書」（写し可） |

※令和８年１月１日現在、海外赴任のため日本に住所がなかった場合は、別途ご相談ください。

※令和９年９月１日～令和１０年３月３１日の間の認定開始を申請する場合は、上記説明の「令和８年」を「令和９年」に読み替えてください。

★市民税課税状況の確認方法

○保護者それぞれの市民税が非課税であるかを確認します。

認定期間：令和９年４月１日～令和９年８月３１日 ⇒ **令和８年度の市民税**で判断

認定期間：令和９年９月１日～令和１０年３月３１日 ⇒ **令和９年度の市民税**で判断

○税額控除（寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除等）適用前の市民税で判断します。

○保護者の年収が合計１０３万円未満の世帯で祖父母や曾祖父母等（以下、「祖父母等」という。）と同居している場合は、祖父母等の同居親族のうち、最多所得者を家計の主宰者とみなして、児童の保護者と主宰者の市民税が非課税であるかを判断します。世帯分離していても、同居していれば次の表を適用します。

【祖父母等と同居の場合】

| | |
|---|---|
| 保護者の年収が合計１０３万円以上 | 保護者のみの市民税で判断 |
| 保護者の年収が合計１０３万円未満 | 家計の最多所得者の市民税　＋　保護者の市民税で判断 |

保護者の年収には、給与収入のほか、児童手当、児童扶養手当等を収入算定対象とします。

## ４．認定通知書の送付について

新２号または新３号の認定申請の結果、子ども・子育て支援法第３０条の４第２号または第３号の支給要件に該当する場合、本市から「認定通知書」を送付します。
施設等利用給付の請求の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。
（みなし認定対象者にも認定通知書を送付します）。

## ５．施設等利用給付認定の内容に変更があった場合

保育の必要性の事由や申請内容（保護者の氏名・住所・お子さんの氏名など）に変更があった場合は「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定 変更申請書 兼 変更届」に必要事項を記載いただき、必要に応じて変更内容を証明する書類を添付して提出してください。

| | |
|---|---|
| ★ **締切日** | 毎月１０日までに変更申請を提出した場合は、翌月から変更となります。<br>締切日が土・日・祝日の場合は、直前の開庁日を締切日とします。 |

○結婚・離婚などの世帯員の増減や生活保護の開始・廃止、障害者手帳等の交付・返還が生じたときや、市民税額（新３号認定のみ）に変更があったときは、速やかにこども入所支援課までご連絡いただき、必要書類をご提出ください。

## ６．施設等利用給付認定が取消しとなる場合

次に該当する場合、有効期間内であっても認定が取消しとなります。
・保育の必要性の事由に該当しなくなった場合
・市民税非課税世帯でなくなった場合（新３号認定のみ）
・尼崎市から転出した場合
・認可保育所や認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（小規模保育事業所など）を利用する場合
（当該施設・事業が実施する一時預かり事業を利用する場合を除く。）
・企業主導型保育事業（通常保育）を利用する場合
・虚偽の申請をした場合

## ７．申請の前に必ずお読みください

（１）市民税課税状況の確認ができない場合
未申告または課税額証明書の未提出により課税状況の確認ができない場合、新３号の認定申請を行っても認定を受けることはできません。

（２）税更正等により市民税非課税世帯となった場合
税更正等により市民税非課税世帯となった場合、みなし認定対象者も含め、新３号認定を受けるためには新たに認定申請を行う必要があります。なお、認定開始日の遡及は行いませんのでご留意ください。

（３）育児休業中の方
育児休業明けで認定申請した場合は、原則、認定開始日から４０日以内に復職し、復職後速やかに「復職証明書」を提出してください。復職しなかった場合（育児休業を延長した場合など）は、保育の必要性の事由に該当しなくなり、遡及して認定を取り消すことになります。

（４）妊娠・出産の事由で認定された方
出産日（予定日）から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの認定となります。
引き続き保育の必要性に該当し、新２号・新３号の認定を希望する場合は、出産後、速やかにこども入所支援課までお問い合わせください。

（５）就労内定で申請した方

就労後、認定開始日から１か月以内に「就労証明書」を提出してください。就労しなかった場合は、保育の必要性の事由に該当しなくなり、認定を取り消す場合があります。

（６）求職活動中の方

「保育の必要性」の事由が「求職活動」（就労時間・日数拡大予定も含む。）で認定された方は、認定後９０日以内に就労(就労時間・日数拡大）及び「就労証明書」の提出が必要です。提出がない場合は、認定有効期間が切れ、保育の必要性の事由がなくなります。

（７）市外へ転出する場合

市外へ転出の予定がある場合、速やかにこども入所支援課までご連絡ください。

なお、尼崎市内の認可外保育施設等を継続して利用する場合であっても、転出先の市町村において新たに認定を受ける必要があります。認定申請の手続きは、直接転出先の市町村で行ってください。

（８）市内へ転入する場合

市内へ転入の予定がある場合は事前に尼崎市で認定申請の手続きが可能です。

なお、事前申請の場合は、転入日からの認定となります。

（９）その他

・ 保育の必要性の確認は毎年行います。
・ 提出された書類はお返しできません。コピー等が必要な場合は、あらかじめご自身でコピーをお取りください。
・ 認定に必要な書類が全てそろっていない場合は、認定ができません。

げんご　さぽーと　ひつよう　かた　つぎ　まどぐち　そうだん

言語のサポートが必要な方は次の窓口で相談できます。

あまがさきしがいこくじんそうごうそうだん
尼崎市外国人総合相談センター
Consultation Center for Foreign Residents
外国人綜合咨询中心
Trung tâm tư vấn dành cho người nước ngoài
विदेशी बासिन्दाहरूको लागि परामर्श केन्द्र

【対応言語】
英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、フィリピン語（タガログ語）、ネパール語、ベトナム語、フランス語、ロシア語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語、ウクライナ語、トルコ語、マレー語、ヒンディー語、ドイツ語、イタリア語、シンハラ語、アラビア語、ベンガル語、モンゴル語、ウルドゥー語、カンボジア語

☎　０６－６４８９－６４４９
✉　ama-welcome@city.amagasaki.hyogo.jp
◷　１０：００～１２：００、１３：００～１６：００